

収支報告書の作成に当たって

○ 収支報告書とは

中山間地域等直接支払交付金は、集落ぐるみで活動を行う集落協定に市から交付されており、その協定において、参加する個々の農業者への配分や共同取組活動に要する経費の支出を行うこととなっています。

一方、他の農業関係交付金と同様に、中山間地域等直接支払交付金も農業所得上の収入及び支出として毎年の所得申告の対象となることから、集落協定は、その年における交付金の収入額及び支出額を参加する個々の農業者ごとに配分し、それを明確に表した「収支報告書」を作成することとされています。

○ 実績報告書との違いは

実績報告書は、集落協定がその年度（毎年4月から翌年3月まで）に交付金交付決定を受けた交付金をもとに行なった活動実績を市に報告するものであり、毎年3月に作成・提出をお願いしています。

今回、作成する収支報告書は、所得申告に用いるものであることから、暦年（毎年1月から12月まで）の間にあった交付金の収入及び支出を、参加する個々の農業者ごとに配分した金額を報告するものとなっています。

○ 収入及び支出額の配分方法について

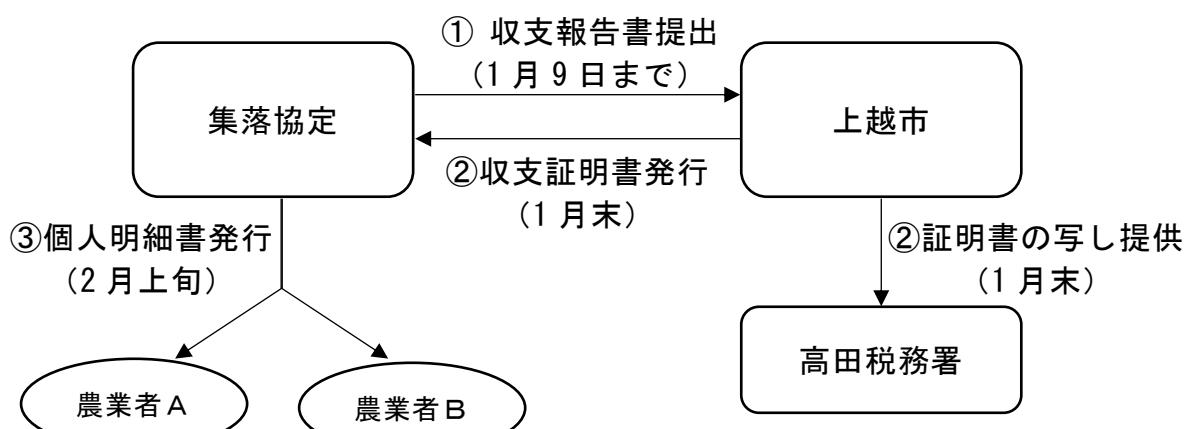
収支報告書においては、集落協定が受けた交付金収入額を「個人配分」と「共同取組活動分」とに分け、さらに実際に支出された額を経費として、参加する個々の農業者にそれぞれ配分しますが、配分する方法については、あらかじめ協定内で話し合い、決定しておく必要があります。

配分方法の例：「耕作面積に応じた按分」「人数による均等割」など

○ 作業手順

収支報告書は、集落協定が作成し、市の内容確認・証明を経た後、配分した収入・支出額を個々の農業者に通知します。

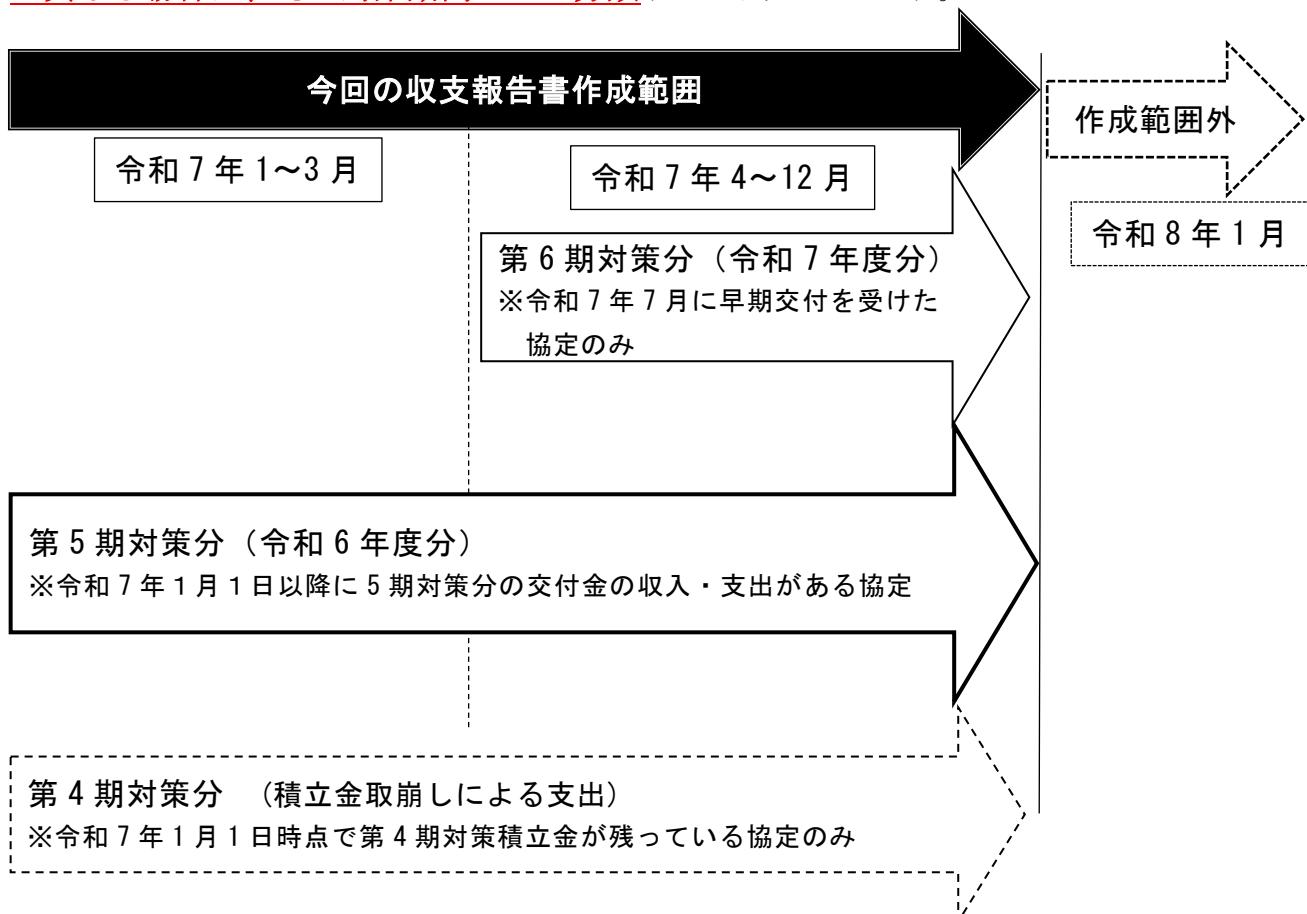
個々の農業者は、集落協定から通知を受けた収入・支出額を、その年の農業所得の所得申告に参考情報として使用します。



裏面に続きます

○ 収支分類の考え方

中山間地域等直接支払交付金は、その交付金を受けた対策期間ごとに区分して管理する必要があるため、同じ令和7年分の収入・支出であっても、交付金の出所（対策期間）が異なる場合は、その対策期間ごとに分類する必要があります。



- ・ 最大3種類の収支報告書の作成が必要です。
- ・ なお、前期対策までの交付金の収入・支出、積立・繰越がなく、7月の早期交付を受けていない場合、令和7年分の収支報告の作成は不要です。

○ 各項目の記入に当たって

・ 1-(1) 配分総額

令和7年中に市から受けた交付金総額のうち、個人配分とする額を「①個人配分分」に、それを差し引いた残額を「②共同取組活動分」にそれぞれ記入してください。

・ 1-(2) 共同取組活動支出額

令和7年中に実際に支出した内容（領収書があるもの）を項目分けし、全て記入してください。

実際に支出したものが対象となりますので、未精算のものや新たに積み立てたもの、広域協定における本・支部間の支払いのように、協定の外部に対して実際に支出されなかったものは含みません。

・ 2 協定参加者別細目・・・・・・・個々の農業者の収入・支出額となります

1-(1)及び(2)で記入した金額を、協定であらかじめ決定した配分方法により、農業者ごとにそれぞれ配分してください。

また、各項目の合計額は、1-(1)①（個人配分分）、②（共同取組活動分）及び(2)（共同取組活動支出額一総計）の金額と合致します。

○ 収支報告書様式及び記入例

別紙を参照してください。